

第1回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会議事録

- 1 開催日時 平成29年6月28日（水）14時30分～16時
- 2 開催場所 三重県合同ビルG402
- 3 出席者
（委員）藤原委員、久保委員、伊藤委員、梅村委員、岡田（真由美）委員、
岡田（美佐子）委員、岡村委員、小林委員、高須委員、中道委員、
細渕委員、前川委員、室谷委員、

（事務局）廣田教育長他7名
- 4 会議の公開・非公開 公開で実施
- 5 議事録

（事務局）

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

只今より、第1回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会を開会いたします。

まず、会議成立の確認ですが、本日は、委員14名中13名がご出席いただきます。

後程、伊藤委員は参加頂くと聞いております。

要綱第5条の要件をみたしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

次に本検討委員会の公開及び傍聴の取り扱いについては、三重県情報公開条例第27条で、実施機関におく附属機関及びこれに類するものはその会議を公開するものとする定められており、本会議はこれに類するものとしての位置づけになっております。

従いまして、本委員会は原則公開とし、傍聴を認めることとなります。

申し遅れましたが、私は三重県教育委員会事務局生徒指導課の山田と申します。

議事に入るまでの間、私の方で進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

まず、最初に資料の確認をいたします。事項書と資料1から資料7までございます。ご確認の方、お願いします。

事項書、資料1から資料7まで、まずございます。そうしまして、クリップ止めの方で参考資料1から4まで用意させて頂いております。よろしいでしょうか。

それではこの後、座って進めさせていただきます。

それでは、事項書にそって進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、三重県教育委員会教育長廣田恵子のご挨拶申し上げます。

(教育長)

皆さん、こんにちは。教育長の廣田恵子でございます。本日は、お忙しい中、時間をさいて頂きまして、三重県防止条例（仮称）検討委員会にご出席をいただき誠にありがとうございます。委員につきましては、ご快諾頂いたということで、本当にありがとうございます。

今日、参考資料にも付けさせて頂いておりますが、25年の9月に「いじめ防止対策推進法」が、そしてその後、文部科学省の大臣決定ということで、「いじめの防止等のための基本的な方針」が制定されました。方針については、最終改定が29年3月14日になっております。そして、それに基づいて三重県いじめ防止基本方針を平成26年1月に県の方で策定し、それから全学校で学校ごとの学校いじめ防止基本方針を策定しております。いじめの未然防止とか早期発見、早期対応については、全教育委員会、学校とともに一生懸命取り組んでいるところでございます。ただ、いじめの性質でありますとか、インターネットとかいろんな形にいじめというものの形が変わってきているということもございまして、いじめを学校だけで、現場だけで解決できるものではないということで、社会全体の問題と捉えて、子ども達に関わるすべての大人がいじめは絶対許さない、それから子ども達を徹底して守り通すという姿勢を示すということで、ステージももう一つ上に入ってきたのかと感じているところで

す。そういうことをうけまして、社会とか地域とか学校、それから行政のすべてが、一致団結をしながら、いじめに取り組むことが必要と考えまして、今回、仮称ではございますが、三重県いじめ防止条例を制定することになりました。

この条例を制定するにあたりまして、子どもたち目線ととか、子どもたち自身がどう考えているのかということも条例の中に、内容の中に組み入れる形で策定をしていきたいと考えております。本日は、いろんな意味合いで、専門家の方ばかりですので、いろんな子どもたちのためにとということで、是非、いろんなご意見を聞かせて頂きたいと思っております。これから、数回こういう形で会合を開くこととなりますが、すばらしい条例になりますよう期待しておりますので、先生方のご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ではございますが、開会に向けてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありが

とうございます。

(事務局)

ありがとうございました。なお、本来ですと委嘱状を手交させて頂くところではございますが、大変恐縮ですが時間の関係上、机上に置かせて頂いていますのでご了承いただきたいと思います。

続きまして、本日ご出席の皆様のご紹介に移りたいと思います。別紙として名簿と座席表を机上に置かせていただいております。そちらをご覧いただきながら、自己紹介をお願いします。それでは、梅村光久様から席順にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(梅村委員)

梅村と申します。三重高等学校の学監を務めています。また県内の私学学校協会会長です。どうかよろしくお願い申し上げます。

(岡田真由美委員)

三重県PTA連合会で役員をさせて頂いています岡田と申します。県の役員に今年度から入らせて頂いて、こんな場所に来させていただくのは恐縮ですが皆さんの意見を聞きながら参考にさせて頂こうと思っていますのでよろしくお願い申し上げます。

(岡田美佐子委員)

三重県特別支援学校PTA連絡協議会会計をさせて頂いている岡田と申します。私も今回こういう所は初めてなので皆さんの意見を参考にさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

(岡村委員)

こんにちは。私、岡村といいます。県下に児童養護施設12施設と乳児院が3施設あり、全体で500名の子ども達をお預かりさせて頂いております。その三重県児童養護施設協会の会長にこの6月からなりましたので出席させて頂きました。よろしくお願い申し上げます。

(久保委員)

三重県臨床心理士会の久保と申します。宜しくお願いします。

教育委員会の方ではスクールカウンセラー派遣事業で大変お世話になっております。たくさんのスクールカウンセラーがいろんな問題に取り組んでおりますが学校でもいろんな問題が起こってくると思いますので、遠慮なくいろいろご指導頂ければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

(小林委員)

こんにちは。大台町立宮川中学校教員、小林と申します。よろしくお願い申し上げます。

(高須委員)

三重県人権擁護委員連合会会長高須といいます。三重県には7つの協議会が

ありましてその代表が集まって連合会を作っています。よろしくお願ひします。
(中道委員)

こんにちは。4月1日に就任しました鈴鹿市教育長の中道です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(藤原委員)

鈴鹿医療科学大学の保健衛生学部の藤原と申します。専攻は社会福祉です。よろしくお願ひします。

(細淵委員)

こんにちは。三重県高等学校PTA連合会会長の細淵です。よろしくお願ひします。

(前川委員)

こんにちは。警察本部少年課長をしています前川と申します。今年から少年課長をしていますので至らないところがあるかもしれませんがよろしくお願ひします。

(室谷委員)

こんにちは。入鹿中学校の校長、今年から三重県小中校長会副会長をさせて頂いています室谷と申します。よろしくお願ひします。

(事務局)

委員の皆様ありがとうございました。

それでは、引き続き、本検討委員会の委員長と副委員長の選出をお願いしたいと思ひます。選任につきましては、設置要綱第4条2にありますように、委員の皆様のご互選により選任いただきたくお願ひしております。いかが取り計らひましょうか。

ご意見がないようでしたら、事務局原案を準備しておりますので、提案させて頂いていただきよろしいでしょうか。

異議なし

(事務局)

ありがとうございます。

では、委員長は藤原正範委員に、副委員長は久保早百合委員にお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

異議なし

(事務局)

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、委員長は藤原正範委員に副委員長は久保早百合委員にお務め頂くということで、よろしく申し上げます。

では、委員長、前のお席の方へお願いします。

(藤原委員長)

では、私の方で進行させて頂いてよろしいですか。

(事務局)

はい、よろしく申し上げます

(藤原委員長)

委員長の就任にあたりまして、一言ご挨拶したいと思います。

今回委員を引き受けまして、タイトなスケジュールで条例を検討していかなければならないという状況になりました。法律はすでにあるわけで、何のために三重県が条例を作るのかという、その辺について委員全員がきちんと認識を深めて、条例を作ることによって、いじめで苦しむ子ども達が少しでも幸せな状態になる、そういったことを目指さないといけない、学校がより平和で安心して勉強できる場にならないといけない、そういう条例制定にならないといけないだろうというふうに思っています。もう一つは三重県には「子ども条例」がありまして、「子ども条例」につきましては、私も制定に関わりました。その「子ども条例」としっかりリンクした内容にする必要があると思っています。委員の皆さんのご協力ですっかり論議を深めていい条例作りをしていきたいと思っていますのでよろしく申し上げます。以後は、座って進行させていただきます。

久保副委員長さん、一言ご挨拶ありますでしょうか。

(久保副委員長)

事務局の方から副委員長をおおせつかった久保でございます。皆様のご協力をいただきながら、いい条例づくりに尽力していきたいと思っていますのでよろしく申し上げます。

(委員長)

早速、事項書に従いまして議事に入りたいと思います。

まず、報告ということでいじめの状況等について事務局の方から報告があります。

(小林対策監)

三重県事務局の小林と申します。宜しくお願ひいたします。

座って説明させて頂きたいと思います。

それでは、資料の1番と2番と3番と7番を続けてご説明させていただきます。

(資料に基づき説明する)

(委員長)

遅れてみえました伊藤さん、皆さん自己紹介終わっていますので一言お願いします。

(伊藤委員)

遅れてきまして申し訳ございません。弁護士会では子どもに関することを中心にやっています、今日遅れてきましたのもその委員会の関係です。弁護士の伊藤と申します。よろしく申し上げます。近件ではこの資料にあります8月に行われます高校生意見交流会も関わっています。今後ともよろしく申し上げます。

(委員長)

先程の報告に対するご質問、ご意見はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。今日の会議の目的は条例制定に向けてですので報告については以上で、三重県いじめ防止条例（仮称）を事務局から説明をお願いします。

(対策監)

資料4、5、6の説明をいたします。

(委員長)

今日の会議が4時までということで残り40分程しかありませんが、折角お集まり頂いた皆さんですので一言どこかでご発言頂きたいと思います。特に指名はしませんので活発なご意見を積極的に出して頂きたいと思います。

論点はいくつかあると思いますが、一つは条例が何故必要かという共通認識を持てるのか、二つ目は条例を作るとして何を盛り込むべきか、特に資料6には三重県らしさのある、条例に盛り込むべき事項はいったい何だろう、けっこう難しい問題ですけど教育委員会では具体的な案はお持ちではないようですので、是非皆さんがアイデアを出して頂きたいと思います。三点目はどういう手続きでやっていくのか、子どもの声を聞く機会を設けるようですけど、そういったことから委員の皆さんからご意見を頂きたいと思っております。

それではどなたからでも結構ですのでお願いします。いかがでしょうか。

(伊藤委員)

弁護士の伊藤です。委員長の問題意識にかなり似ているというところではあるのですが、いじめの防止対策推進法自体かなり具体的な法律になっている。いじめ防止対策推進法を元にして出来ないことがあるのだろうか、出来ないことがあるというのなら、それにむけて、いじめ防止条例を作って、予算措置をしてやっていかなければいけないというところはあるかと思う。説明を聞いても、その辺あまりイメージができなかった。条例を制定するところの意味、もちろん、気運を高めるとかみんなの意識を向上させるというところは、お聞かせ頂いたが、それは条例ではなくても出来るわけで、条例にするというところ

をもう少しお聞かせ頂きたい。条例は、三重県の特殊事情というところがある、法律は全国の平均値なので、三重県のいじめで特徴的なこういう背景があるから、これに対応するために条例が必要である等の話になるのかと思う。三重県に特化したいじめ、多分あまりないのかなという気はする、そうすると背景は全国的に共通だけど、あえて三重県として、ここを強調してこういう形でいじめを取り組んでいきたいと思いますというものがあって、それは法律では、できないのか、なんで条例が必要なのかという話の流れで協議していきたいなと思います。

(委員長)

ある程度意見が出た段階で、事務局の方からふれていただきたいと思います。伊藤委員さんが重要な発言をされたと思いますので、それに絡むようなご意見を是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特に学校現場とか教育委員会は、すでに過去3年ほど活動方針をもってやってきているわけで、その辺の状況を踏まえて、条例に期待するもの、あるいは条例はいらぬという意見もあるかと思いますが、率直な意見を出して頂きたいと思います。いかがでしょうか。

(梅村委員)

私学とはいえ自分に関しては公立・私学問わず目の前にいる児童生徒が幸せに学校生活を送り、成長を促すという意味では、今回の条例制定の方向性は賛成するものです。先般6月文科省の初中局（初等中等教育局）の坪田さんという方から、全国の方への発信の中で、問題点としてあるのは、いじめの認知力が都道府県ごとにずいぶん差があることの指摘がございました。京都府が極めて認知力が高いと。私ども学校現場で認知力が高いイコール、学校現場は何をやっているのだと自分に対してベクトルが向いて、現場の先生方、保護者にとってみれば認知力が高いということがあまりよくないということではないという風に舵を切って、三重県も認知力が低いのですが、低いことがいいことでもありますよね。本当にいじめがないということもありえますし、そうではなくて見過ごしているという場合もあります。でも、今回の条例制定の方向性、基本方針等の状況を見ましても、いじめをいろんな意味でなくすためには、学校の先生方だけでは当然解決できないこともあります。SNSの広がりを含めて、家庭との連携、以前よりいじめの中身が見にくくなるということもある。この機会に実行性のある条例にするなら、教育現場の先生方、学校の設置者、PTAの方々、地域の方々が、条例が制定されたことでより子どもたちのために動きやすくなる連携が取りやすくなる、位置づけというものを、そういった視点をお考えいただくと有難いかなと思います。大きな考えで、ざくっとしていますが以上です。

(委員長)

他にどうでしょうか。学校現場に関わっている委員の皆さんから、まず意見を出して頂けませんか。中学、高校、教育委員会の方、お願いいたします。

(小林委員)

私は、学校現場、中学の方ですが、学校の方でも常日頃から毎日毎日教育活動の中で、子どもたちの表情を見ながら、あるいは、アンケートを利用しながら、いじめがあるのだという前提に立って、その中で認知する、早期発見に努力しているところです。そういうところでは、先程報告にありましたように認知件数が増えているというところは、先生、現場の方では、疑うということばもあったかと思いますが、いじめはあるのだという前提に立って、取り組んでいくことであがってきた数字であり、今まで見えなかったことが明らかになってきた数字であるのかなと思っております。ただ、それがすべてであるかどうかは、まだまだ私たちも慎重に対応していかなければならないと思っております。その中で、いろんなところでの連携、地域、家庭、保護者等、いろんなところとの連携が必要になってくるかと思っております。今回、事業主という言葉が使われているところもあるかと思うのですが、事業主とも連携を取りながら、ひとつひとつ早期発見、早期対応に取り組んでいきたいと思っております。ただそんな中で、一つ懸念されることは、現場でも社会的にも教職員の働き方ということが課題になっているかと思っておりますので、そういう所も考えて頂いて、ただ現場の教師は、そういいながらもわかっていても一生懸命になってしまうんです。時間も体力も忘れて本当に解決しようとする、そんな中で連携がますます大切になってくるかと思っておりますし、どのような支援を行政でして頂けるか、人材であったりとか、財政面であったりとか、いろんな支援が連携とともに必要になってくるかと思っておりますので教職員が頑張れるような支援を頂きたいと思っております。また、子どもを主体というところが大切かと思っておりますので、条例を作るにあたりそこを大切にして頂いて、条例を作るから、これがあるから、今まで以上に学校が安心して、今まで以上に子ども達の命を大切にしているのだというふうな雰囲気を持って頂ければ、ありがたいかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

学校現場というのはいじめの認知がどれぐらいあるのか、認知力をあげるにはどういった体制を組んでいったらいいのかというご発言が続いているわけですが、あと学校の方で室谷委員さん、教育委員会中道委員さん、どうですか。

(室谷委員)

認知件数があがってきているということだったんですけど、いろんな学校でアンケートなどすると、ゼロというところもあるが、ゼロのところは、保護者会とか学校だよりで今回ゼロでしたということをもう一度伝えて、うちの学校

こうだったんですけど、本当になかったですかということ、再度確認するという、取り組みを1年程、行なってきました。少しでも声を拾っていきたいという思い、辛い思いしている子はいないだろうかと、ゼロだけ書けなかったのではないかと、もう一度返しているのが、今回認知の件数があがったというところだと思います。子どもについても同じように各学校でアンケートをやり、聞き取りをやって、ゼロだったら必ずかえすという方法はとっています。スクールカウンセラーさんが各中学校区すべてに入っていますので、うちの学校では特に小規模なので一人ひとりと話をしてもらい、面接して話を聞いてもらって、学校の先生と、スクールカウンセラーさんとは子どもへのあたりが違うというか、先生にはなかなか言えないこともスクールカウンセラーさんだったら聞いてもらえるというところがあります。いろんな取り組みをして頂いている中で認知件数が少し上がってきているのではないかという気がします。条例の意義は、今日帰るまでにしっかりとお腹の中にとめていきたいと思っていますので、その辺のいろんなご意見を聞かせて頂きたいと思います。(中道委員)

基本方針を各校で作ることになった年に、私は現場の中学校で、自校の基本方針を作りました。方針を作っても、いじめがなくなるわけではないのではと思っていましたが、それを学校で作って、毎年それを見直すことによって、今まで何となく慣例のように対応はしてきましたが、対応にしても、未然防止にしても、きっちり組織的に対応することが大事なのだという意識が学校に広がり、学校全体、保護者を含めていじめに対する感覚がすごく鋭くなり、姿勢というものがぐんとあがった気がします。この度、いじめ防止条例を作る必要性はあるのかと言われましたが、条例を作ることで、いじめは社会全体の課題であるということが共有できると思いますし、誰かのせいではなく自分の問題としていじめ問題を考える、県民の皆さん、総がかりで考えて頂くという契機になるのではないかと自分は考えております。

(委員長)

学校の周辺でいろいろ、関係機関とかPTA、親の立場から、人権擁護委員さん、学校の中から、こういった立場からどうでしょうか。いじめ基本方針に変えて、さらに条例を作る意味とかはどうお考えでしょうか。

(岡田真委員)

保護者の立場から、今子どもたちは学校でインターネット、SNS問題のことで講習会があったり、先生から聞かされたりと、本来のいじめというのと、今子ども達の頭にあるいじめのイメージが、私たちが思うのと、今の子ども達が思うのと違うように感じています。子ども達は、注意されたSNSのことは気にはかけているようですが、うちの子も携帯とか持っているので、注意しなければならないことを言うと、私たちが子どもに言う内容は、人が嫌がること

を言ってはいけないとかの内容ですが、子どもたちの気持ちと保護者の立場ではずれているような気がして、インターネットの集計結果を見るとあまり高くないが、リンクしている部分もあるかと思うが、何と言ったらいいかわからないがずれている部分があるのかと最近、感じていまして、インターネットはだめ、携帯はだめだけが子どもたちの頭の中にはあるのかと思って、本来は人を傷つけることとかそういうこととはずれているのかと、だから子どもを主体で考えることもちょっと考えてもらったらいいかなと思います。

(委員長)

いじめの全体像を三重県民に周知徹底という効果があるかもしれませんね。他にいかがでしょうか。

(細渕委員)

親がしっかりするのが一つと、今も言われたように子どもたちにとって、どこまでがいじめであるか、いじめでないかの境界がわかりません。インターネットなどすぐ発信して取消ができない、子どもさんとよく話し合うということが一点で話し合いの先に見えてくると思うし、自分の子どもだけでなく他人の子どもの動作、しぐさを見ていて、あれがいじめになるのではという部分があれば誰かに相談して注視していくと、そうすることによってその子の行動が把握でき、いじめだった、いじめではなかったという部分も出てくると思うのです。

観察する一つ一つのしぐさというのは子ども達がSOSを出す部分があると思うので日常から先生ばかりに負担をかけるのではなく、周り、地域、親が監視していくのも一つの方法、重大だと思います。

(委員長)

確かに地域の役わりとか保護者の役割も書き込むことになるのでしょうね。

(岡田美委員)

特別支援学校からきているが、いろんな障害を持った方がたくさんいるが、その中でもしゃべれないお子さん、自分の思いも出せない、その子どもたちはどうやっていじめられているということを訴えていくのか、私も今試行錯誤しているところですが、周りの先生であったり、保護者であったり、地域の人であったり、全体的なサポートが、目を向けて頂けるということは一番有難いと思っています。

(委員長)

障害者差別解消法との関係なども書き込めたらいいなど、合理的配慮をしない、いじめにもつながることかもしれませんね、ありがとうございました。

(高須委員)

人権擁護委員ですが、全県下各協議会でいじめ相談、また、いじめに限らず人権相談を受けています。あるいはSOSミニレターを配布する際、学校にお

願いして、「特に困ったことはないですか。相談にのります」という形はやっています。その中で思うことですが、先程もありましたが、三重県らしさとは何だろうなと思うことがあります。極小規模・地区にいくとそんな悩みはありません。友達と仲良くやっていますが一般的には多いのです。ところが大きな学校等に行くと悩みを持っていて、「こんなことで相談にのってください。」で、それに応じて答えたりしています。その中で実際、三重県全体をどんなふうにしていったらいいのか疑問も含めて感じました。

(委員長)

人権相談のお手紙とかで学校が把握できていないものがまれにあるのですね。

(高須委員)

その時も、自分達で相談に応じながら最終的に大きな問題になってきたら学校を巻き込むような形で答えをもっていくようにしています。

(前川委員)

普段、私どもが接しているのは、いじめという言葉キーワードにするより、警察では、学校の中で重大な生命身体に関わるような事案があった場合、刑法犯であるとか、そういう捉えになります。当然、いじめという言葉ではなく暴行とか傷害という言葉になる場合もあります。そういう捉え方をすると、御理解して頂きたいと思います。

先程もでていましたが、最近、サイバー空間の話が非常に多くて、警察でも、少年相談を受ける中で、加害者か被害者かわからないようなことがあります。その中の言葉の表現の一つで「殺す」とか、そういった言葉が出てくることがあり、言葉の重きもあるんですけど、それをどのように捉えていくかというのがあります。もともといじめは、だめなんだというのはもちろんですが、そういう、もっと基本理念というか、サイバー空間の中でもこういうことはだめなんだという事を、もう少し伝えて、三重県の子どもさんに知って頂くというのが良い方に行くのかと思うのですが。

今日も紹介頂いたように、相談を受けるという事で、少年相談とかいろいろ相談窓口があるんですが、そこになかなか直接伝わらないし、どなたかも言われたように、私も、子どもさん自身が、今不安に思っていることをいじめだと思ってないということがあるのかなと、それも認知度に関わると思うんですけど、そこをうまく出来たら良くなるのではないかなと、少し抽象的かもしれませんがそういうふうに思っています。

(委員長)

子ども自身がいじめと認知できるかどうかですよね。いじめ条例だけでは対処できないかもしれませんね。何か法整備が必要かもしれませんね。

(岡村委員)

僕、わからないところがあるので、学校の先生が見えますので教えていただきたい一点です。27年度いじめの認知件数1510件は何を根拠か、というのは児童養護施設、10年前頃からか、虐待防止法の試みで、事故報告書を必ず8、9年前から児童相談所とタイアップというか連携して必ず些細なことでも事故報告をあげることになって、事故報告をあげると3か月ほど大変で、経過観察報告、対応報告と完了報告の4段階になるので、その書類で解消されたら6か月後に完了報告を出すというので、1週間で解決することもあれば、高校生が家出をよくする、人さまの子どもをお預かりしているということで12時を超えたらと警察に捜索願を出しにいきます。翌日帰ってきたらそれで解消、あとは何故こんなことをしたのか聞く。警察の方から何とか逃げないようにしてくださいと言われてたりするが、僕としては、その辺、問題意識をみんなで共有できたということ、職員、子どもとのことで、できたということは、とても大きいので、いじめの防止条例というのは、その辺だけでも共有できて大きなことになるのではないかと思います。施設の場合、いじめもですが虐待がクローズアップされて、実際7、8年前まで、あざを作って入ってくるが多かったが、テレビではよくやっていますが、三重県は少ないと思います。多いのは性的虐待、おまえなんか生まれてこなければよかったという言葉の暴力というか心理的虐待がうちの施設では半数以上がそうです。だから1510件が多いのかどうかは僕にはわからないが些細なことでも教育委員会の方へあげて件数が増えても、クローズアップされたというところで、三重県児童相談所は2年前、年間で1000件ぐらいが、虐待件数が9か月ぐらいで1020程だと嘆いてみえたが、小さい段階でみんなが気にしてもらって通告や報告をして安否、見に行ってもらえるので死亡事例が今ないのではないか、いい意味の考え方で、件数が増えることは、氷山の一角が少なくなってくるのでとてもいいことだと思います。この件数はどのようなものですか。

(委員長)

その点は教育委員会の方があとで説明してくれますので。認知と対応と解消ということご説明、お願いします。

(久保副委員長)

臨床心理士がたくさん学校に配置されております。しかし問題がある様に思っております。まず、地域によって問題の取り上げ方が違う、次に人数の大きな学校でも少ない学校でも配置が1名という現実があります。訴えてくる子が中心になってしまうので、心理士が学校でおきている問題をどの程度把握できているのかという課題があります。この頃、いじめ・虐待等が社会の問題になっているので、先生方の関心が高くなっています。学校内で先生方と情報を交換しながら進めているケースが多いと思います。

先生方にいろいろ気を使っていることは、よく承知しておりま

すが、心理士も先生方の多方向にわたるご指摘とご指導で成長できていると
思っております。先生方のご協力をお願いいたします。

(委員長)

岡村委員の質問の答えを含めて、認知についてとか、条例について共通認
識は持てるかなどいろいろ出ていますので、今のところの教育委員会のお考え
を聞かせていただけますか。

(対策監)

認知の仕方については、学期ごとに最低1回は子どもたちにいじめの実態把
握のアンケートをとっていくか、あるいは面談、教育相談、日常教育の活動、
教室の中での様子をしっかりとみる姿勢で取り組んで、そういったところでいじ
め認知していく。基本的には、いじめかどうかの判断は、学校のいじめ防止対
策組織の中で情報共有してそれがいじめかどうか組織の中で判断したうえで
いじめと認知し、認知したら学校の方で対応をすぐします。解消できるように
いろんな手立てをし、ときにはカウンセラーさん、ワーカーさんに入って頂い
て対応する、出来るだけ早く解消する取り組みをしています。

(岡村委員)

それぞれのいじめ防止対策組織ということで、マニュアルとかあるのですか。

子ども達が〇〇小学校・〇〇中学校にいかせてもらっているのです、学校運営
協議会の役員の会議があって、担任が知った時点で管理職校長、教頭にあげて
いるという話は聞かせてもらっていますが、アンケート等で知り得た情報で、
これはいじめではない、これはいじめですという尺度というか、判断の材料は
難しいのではないかと思ひ、報告書とかあるといいのではないかと思ひ、質問
させてもらったしだいなのです。

(対策監)

いじめ防止対策推進法、法律のいじめ定義の中で記載されている。簡単にい
うと言葉で、行為で、受けた側がいやだと、苦痛に思ったとなったときにいじ
めであると法的には決まっています。

(委員長)

それでは、岡村委員さんの質問の答えだけでなく、条例を作るところの意味
とかお聞かせください。

(対策監)

学校中心でやってきた取組を、すべての大人、あるいは子どもを含めて、そ
れぞれの立場でいじめをなくしていくような社会を作っていくという共通理
解をはかるための一つのツールとして取り組んで、そういう条例の中に、それ
ぞれの役割とか責務を示すことによってより実効的なものをつくっていき
たいということが大きな意味の一つです。宣言とか、やり方としてあるが条例と
いうちょっと強いツールを使ってやっていくことに意味があるのかと思ひ

います。

(委員長)

いじめの認知というのは法に定められたものでいじめの範囲をきちんと天下に周知させるとそのために各主体が取り組むべき責任というかそこを明確にしていくことが条例を作る一番の意味であるので、よろしいでしょうか。

(伊藤委員)

いじめ防止条例で、11頁で機運を高めていくというのも目的の一つとなっていくのですかね。法律以上のことを三重県は取り組んでいく、前に出た条例というイメージでよろしいでしょうか。そうでないと、法律で出来ているのだから、あとは法律をやっていけばいい、機運という話なら啓発活動をやっていけばいいといわれる、そもそもいじめ防止条例の意味というそこにいった段階でもう一度戻ってしまう可能性がある、機運を高めていくということはすばらしいことだと思うが、でも条例を作ったからといって、その時はすごく高まる、県議会もやられるので、ただ10年後、そんな条例ありましたかのこんな話になると困る、そうすると条例の中で機運を高めていこうという施策をとっていかねばいけない、それは法律に21条に啓発活動が書いてある、それを超えるものでなければ余り意味がないです。

(委員長)

確かにそうですね。委員さんご自身、そこについてご提案はないですか

(伊藤委員)

各論的なものはいっぱいあるのです。弁護士会として、こんなことができますはあります。僕が言えるのは弁護士会としての取組みだけで、その辺は皆さんに言って頂いて、出来るのではないかというものを反映していきたいと、機運を高めるだけの条例ではなく、一歩前に出る形で作っていききたいと個人的には思っています。

(委員長)

委員さんが所属する弁護士会で何ができるかということですか。今日すぐの議論にはならないと思います。少しそれはお考え頂ければということですね。

そのような意見は何かないでしょうか。

(伊藤委員)

今日行ってきた、出前授業とかいじめ予防授業とか、弁護士会として取組みとしてやっている、そういうのを取り込むとか、学校だけでなく地域の連携とか、具体的にその場でどういう連携が図れるのかということ、具体的なところをいって頂ければ。

(委員長)

いじめは、学校が中心に組み立てられている法律ですので、学校が舞台になっていることは間違いない、むしろ他の主体、地域とか、そういった主体、も

っと学校をバックアップできる仕組みが作れたらいいのかもしれないね。
(伊藤委員)

あと別の観点から、いじめの定義は広い、広すぎるくらい広い、傷ついたと思ったらいじめと、一度馬鹿だと言われたと、それで辛いと思って30日休んだ、それは重大事案です。調査義務が発生して、防止対策推進法が発生、それに対して報告書、学校の先生方が法律なのでしっかりやっていかなければいけないところ、あまりにもそういう事例が増えていくと、学校や先生がどんどん疲弊していく、作業量だけ増えていく、それが具体的な取組になっているのかな、どうかというところ、別の観点からみておいた方がいいのかなという気はする、勿論すべてのいじめに取組むということは大前提ですが問題はあるわけです。法律上はそこが、必要な指導及び支援で全部学校に投げているのが現状で、どういうところまでいいのかを条例である程度定めたら、学校や先生もかなり効果的に動けるのではないかと問題意識を持っています。

(委員長)

貴重なご意見と思うのですが、法律で決めてある枠組の改則のような条例を作ると、またそれに縛られませんか。国の方針も最近、大きく変わったということもあって、数年ごとに大きく変わっていく可能性があるのも、それについて足かせになって条例改正をしなければいけなくなるとまずいことになると思いますので、貴重なご意見ありがとうございました。

今日、皆さん意見は出つくされていないと思いますので。次回の会までに、事務局にメールでも意見受け付けてもらえますね。だから是非活発なご意見をメールなどで送って頂いて、一定の回答が教育委員会の方からあるかもしれません。少しやり取りをして頂くこともふくめて、たった3回しか会議がないと聞いていますのでそういった努力をお願いしたいと思います。

最後に意見をまとめる形で、注文を一つさせて頂きたいと思います。冒頭のあいさつでも言いましたが、三重県子ども条例は、素晴らしい条例だと、私自身が関わったということもあって思っています、そこに書かれている精神をしっかりといじめ防止条例に生かしたいと思っております、資料6にある目的の前に書かれている2つの事柄は、子ども条例に書かれているかなりの部分に把握されていると思いますが、一つ決定的に足りないと思っているのは、子どもの条例に書かれている子どもの主体的活動の支援、全く書かれてないと思う。いじめ対応と考えた時、子ども自身の主体的な活動は抜くわけにはいかないと思います。大人がいくら頑張っても、把握できないいじめの部分がある絶対あると思う。子どもにしかわからないこと、こういった部分を大人が把握するだけでなく、子どもたちが主体的に解決していける取組が重要だと思いますので、その部分を条例に盛り込めたら充分三重県らしさが出てくると考えたのです。問題提起ですが、是非、委員の皆さんのフィードで私の今の意見が採用でき

るのか、どれぐらい具体的に考えられるのか、次回の会で聞かせて頂きたいと思っております。

それでは、今日の議論は打ち切りたいと思います。委員の皆さん、活発な意見ありがとうございました。事務局の方に戻したいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。それでは6番諸連絡のところでございます。

次回会議については、お手元の方の日程で、9月の上旬から中旬で開催したいと考えております。日程表をご参照頂いて、調整させて頂きたいと思っております。日程表に記載の上、FAXもしくはメールにて提出頂きたいと存じます。また、この場でご提出頂いても構いませんが、提出期限でございますが7月21日までに提出の方、お願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。最後に三重県教育委員会事務局学校教育担当次長がご挨拶いたします。

(宮路次長)

今日は、ご意見ありがとうございました。本日頂きました貴重なご意見をもとに事務局の方で検討させて頂きまして、頂いた課題についても考えながら次回、素案までいくかどうかわかりませんが、一定のものをお示しさせて頂いて、さらに意見を頂きながら、より良い条例になるように進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは以上を持ちまして、第1回三重県いじめ防止条例(仮称)検討委員会を終了いたします。藤原委員長はじめ委員の皆様どうもありがとうございました。

以上